

3 不当な取引制限（価格カルテル・入札談合など）

(1) 「不当な取引制限」というのは、2以上の**複数の事業者が共同して**、つまり意思を通じ合っ
て、**お互いに事業活動を拘束し合い**、特定の商品やサービスについての**競争を実質的に制限す
る**ことをいいます。つまり、事業者同士が販売価格や供給数量などを取り決めて、競争をしな
いようにする、**カルテル**と呼ばれるものがこれに当たり、第3条（後段）の規定により禁止さ
れています。

公共事業の入札で入札参加者が話し合っ
て受注予定者や受注価格を決める入札談合も、不当な取引制限の一形態です。

注：公共工事や物品の調達など官公需契約では、競争によって受注者や受注価格を決めなければならないとい
う制度が採られています。入札談合は、入札制度の根幹を揺るがす悪質な行為で、独占禁止法で規制される
不当な取引制限の典型例の1つです。

(2) 「共同して」というのは、参加者の間で何らかの「**意思の連絡**」があり、お互いの事業活動
を制限しようとする合意ができていることをいいます。ここでいう「**合意**」とい
うのは「**決定**」とか「**協定**」という言葉よりも広い意味であって、お互いの事業活動の制限に
ついて共通の意思が形成される場合のすべてを含みますので注意してください。

例えば、話合いのなかで、皆が、他の同業者がどういう行動をとるか予測して、これらと歩
調を揃えようと考えている場合（これを「**暗黙の合意**」といいます）も含まれます。また、話
合いの会合などに参加してなくても、参加者から連絡を受けて合意に従って行動すれば、不
当な取引制限に参加していることとなります。

合意を守らない場合にペナルティがあるかどうかは関係ありません。自発的に約束を
守る、いわゆる「**紳士協定**」も違反となります。

「競争を実質的に制限する」とは、競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がそ
の意思で、ある程度自由に価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、**市
場を支配することができる状態を形成・維持・強化すること**をいいます。

(3) 不当な取引制限（カルテルや談合）は、**市場の機能を直接的に侵害する最も悪質な行
為**です。公正取引委員会は、これらの行為について、これまで最も積極的かつ重点的に摘発を
行ってきました。違反事件の中で最も多いのがこの類型です。

(4) 入札談合事件の中には、発注側の国や地方公共団体等の職員が関与する、いわゆる「**官製談
合**」があります。これを防止するため、**入札談合等関与行為防止法**（「**入札談合等関与行為の排除及
び防止に関する法律**」）が平成14年に制定されました（平成15年1月6日施行）。発注官公庁等の職員
が「**入札談合への関与行為**」を行った場合に、公正取引委員会は、発注機関の長に対して、関与
行為の排除のために必要な改善措置を要求することができることになりました。

入札談合への関与行為というのは、①**談合の明示的な指示**、②**受注者に関する意向の表明**、
③**発注に係る秘密情報の漏えい**、④**談合の幫助**の4つをいいます。

公正取引委員会では、入札談合等関与行為防止法の施行以降、①岩見沢市発注の建設工事、②新潟市発注の建設工事、③旧日本道路公団発注の鋼橋上部工工事、④国土交通省発注の水門設備工事、⑤札幌市発注の電気設備工事、⑥国土交通省発注の車両管理業務、⑦防衛省航空自衛隊発注の什器類の納入、⑧青森市発注の土木工事、⑨茨城県発注の土木・舗装工事、⑩国土交通省四国地方整備局発注の土木工事、⑪鉄道建設・運輸施設整備支援機構発注の北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の談合事件について、各発注機関に対し、改善措置を要求しています。